

\* ICU に入学を希望する受験生の学習のために公開している資料です。  
ICU 公式の試験問題用紙ではありません。  
(This is NOT the official Exam.)

No.000001

受験番号					
------	--	--	--	--	--

学習能力考査  
社会科 学

資料及び問題

指示

---

係りの指示があるまでは絶対に中を開けないこと

---

0. Everything's Gonna Be Alright!
1. この考査は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的に判断することができたかを調べるためのものです。
2. この冊子は前半が資料で、後半に 40 の問い合わせ(1-40)があります。
3. 考査時間は、「考査はじめ」の合図があってから正味 70 分です。資料を読む時間と解答を書く時間の区切りはありませんから、あわせて 70 分をどう使うかは自由です。
4. 解答のしかたは、問題の前に指示してあります。答えが指示どおりでないと、たとえそれが正解であっても無効になりますから、解答の仕方をよく理解してから始めてください。
5. 答えはすべて、この冊子といっしょに配られる解答用カードの定められたところに、指示どおりに鉛筆を用いて書きいれてください。一度書いた答えを訂正するには、消しゴムできれいに消してから、あらためて正しい答えを書いてください。
6. もしなにか書く必要があるときは、必ずこの冊子の余白を用い、解答用カードには絶対に書き入れないでください。この冊子以外の紙の使用は許されません。
7. 「考査やめ」の合図があったらただちにやめて、この冊子と解答用カードとを係りが集め終わるまで待ってください。集める前に退場したり用紙をもちだすことは、絶対に許されません。
8. 指示について質問があるときは、係りに聞いてください。ただし資料と問題の内容に関する質問はいっさい受けません。

---

「受験番号」を解答用カードの定められたところに忘れずに書きいれること

---

# I

異なる人間どうしがともに生きてゆくためには、なにが必要となるのか。これは、われわれの日常生活でしばしば直面するお馴染みの問題だろう。価値や信条の根本的な違いから深刻な対立が生じて、人間関係に亀裂が入る。そして以前の平和な状態が壊れ、一緒になにかをやっていくことが困難になってしまう。よくあることである。どうすればそうした対立を克服できるのだろうか。もし考え方や生き方の違いがどうにもならない場合、ともに平和に暮らしていく方法はあるのか。実はこうした問いこそ、現代が直面する重要な課題である。

最近の歴史を振り返っただけでも、民族、文化、宗教、生活習慣の違いを背景にした紛争は枚挙にいとまがない。例えばこのことは、「民族浄化」という戦慄すべき言葉を広める結果となった、15年前の旧ユーゴの悲惨な内戦を思い起こせばよく分かるだろう。2年前には、フランスで移民の暴動があり、またデンマークに端を発して、アジアにまで飛び火したマホメット風刺画事件も起きている。これらの出来事は、いかにして異なる者同士の平和的な共存を実現するのかが、国内問題であるか国際問題であるかを問わず、現代社会が抱える共通の課題であることを示している。

では、深刻な差異を抱えながら平和的に共存するには、どうすればよいのだろうか。この問いたいして、少なくとも3つの方法がただちに思い浮かぶ。第1の方法は、なんらかの共通点がなければ平和の秩序は成立しないという考え方方にたち、そのため差異の存在自体が平和を破壊する要因であるとみなして、差異の除去を目指すものである。当然のことながら、差異が根本的なものであればあるほど説得では変えることができないので、この立場は強制力の使用に帰着する。むろん、強制的な同化の成否は、異なる集団がもつ力の違いに左右される。圧倒的な力の違いがある場合、江戸幕府によるキリストン弾圧がその好例であるように、弱い集団は苦難のうちに消滅させられてしまうか、あるいは転向と沈黙を強いられて社会的に抹殺されることもある。だが、こうして達成された「平和」は、異なる者の共存としての「平和」という課題を実質的に否定することで成立したものでしかない。もし集団の力が拮抗している場合、最終的には膠着状態に陥るだろう。その結果、停戦の取り決めがなされるかもしれないが、本質的には戦争状態が継続しており、平和的な共存の枠組みを確立するという課題は未解決のままである。

第2の方法は、差異の存在を平和の阻害要因とみる点では第1の方法と変わらないが、差異の除去ではなく隔離を目指す点が特徴である。隔離とは、異なる集団が混在せずにひとつの単位を形成して、互いに分離している状態を指す。この方法の具体例となるのが、1971年にパキスタンから分離独立したバングラデシュであろう。両国はイスラム教が主要な宗教という点で共通していたが、使用言語が異なっていた。パキスタン側主導のウルドゥー語化政策にたいしてベンガル語

を守ろうとする機運が、バングラデシュの分離独立の直接的要因となったのである。バングラデシュ独立の際の内戦が如実に示すように、ある集団が隔離の方法を採用し、他の集団がこれに反対する場合、激しい紛争と流血が生じる。けれども、隔離の方法をとるか否かが対立点とならないかぎりにおいては、この方法は第1の同化の方法よりも平和的であるように思われる。

しかしながら、境界線を引いて集団の単位を作るという基本的な次元で、隔離の方法は困難に直面せざるをえない。バングラデシュの例でいえば、ベンガル語を話すがイスラム教徒ではない少数者集団——ヒンドゥー教徒、キリスト教徒など——が存在しているように、隔離した集団が異質な少数者を排除して、完全に同質性を維持するということは、実際にはきわめて難しいのである。これにたいして、差異の数だけ集団を細分化すればよいという意見ができるかもしれない。だが、少数者がある地域に集中しておらず散らばっている場合には、隔離のための強制的移住が必要となり、多大なコストを多数派と少数派の双方の集団に強いことになる。これでは、差異の除去と抑圧という第1の方法と実質的には変わらない。こうしてみると、完全な隔離が実質的に不可能である以上、異なる者の共存という問題状況にふたたび直面することになる。

第3の方法は、対立をはらむ差異から目をそらし、他の点での共通性を共存の基盤にすることを主眼とする。これは、いわば差異から起爆の信管を抜き取り無害化する方法といえる。多くの場合、みんな同じ人間であるという点が共通性の根拠として強調される。例えば、シェイクスピアの有名な戯曲『ヴェニスの商人』には、ユダヤ人の高利貸しシャイロックが、自分はキリスト教徒と変わらぬ同じ人間であることを切実に訴える場面がある。シャイロックは問う。「ユダヤ人をなんだと思ってやがる。ユダヤ人には目がないか。手がないか。五臓六腑が、四肢五体が、感覚、感情、情熱がないとでも言うのか。キリスト教徒とどこがちがう、同じ食いものを食い、同じ刃物で傷つき、同じ病気にかかり、同じ薬でなおり、同じ冬の寒さ、夏の暑さを感じたりしないとでも言うのか。針を刺しても血が出ない、くすぐっても笑わない、毒を飲ましても死ないとでも言うのか」と。この台詞が表明しているのは、ユダヤ教徒もキリスト教徒も、飲み食らい、感情をもち、刺されたら血を流す点で、つまり身体をもつという根本的な次元において同じ人間である、という考え方にはかなならない。

この方法は、差異よりも共通性に目を向けることを重視するがゆえに、第1の方法とは異なり強制力を用いることなく、また第2の方法のような隔離の手法に訴えることもない。しかしそく考えてみると、この方法が共通の人間性を強調する際には、シャイロックがユダヤ教徒であるという事実をかっこに入れて捨象するという行為が伴っている。これは問題ではないだろうか。つまり、身体という最小公分母に目を向けるならば「われわれは皆人間だ」ということになるが、宗教という生の根本的な意味や価値をめぐる領域に入るやいなや、深刻な差異が目の前にたちはだかるという事態はなんら変わらず、身体に基づく共同性はたちまち危機に晒されるだろう。さらにいえば、他者が自分と異なっていることの根本的条件——シャイロックの場合には宗教——

には、なんらの価値も認められていない。問題の核心は、共通の人間性の次元と差異の次元がまったくつながっていない点にある。根柢を身体に求めるにせよ、人間固有の本質に求めるにせよ、人間としての共通性という考え方方にひとびとが合意したとしよう。しかし、この合意が市民社会の内実と無関係のままにとどまるならば、ひとびとのアイデンティティーの構成要素となる差異は、社会生活のさまざまな局面で影響を与え続け、さらなる違いと対立を生みだすだろう。ユダヤ教徒であるがゆえに通常の職業から締め出され、当時の賤業である高利貸業を営み、キリスト教徒が多数者である社会で種々の圧力と差別にさらされるシャイロックの人生は、まさにそのことを指し示している。さらには、シャイロックが偽の裁判官によるインチキな裁判によって財産を失うとともに、キリスト教徒に改宗させられてしまうという『ヴェニスの商人』の結末が示すように、もし集団間の力関係が不均等なものである場合には、少数者は差異ゆえの差別と抑圧とを経験するであろう。共通の人間性という考え方を社会の実情とは無関係に、もっぱら観念的に唱えるだけであるならば、こうした問題状況を隠蔽する役割を担うことになる。このようにしてみると、差異を捨象して共通性を模索する第3の方法の問題性が理解されるだろう。

## II

さて、差異に対応する3つの方法を考察してきたが、いずれも問題をはらむものであることが明らかとなった。では、他に方法はないものだろうか。第4の方法として思いつくのは、差異の尊重という方法である。だが、どうしても受け入れることのできない価値や信条の違いが問題になっている以上、どうやって差異を尊重できるのだろうか。この疑問を解く鍵、すなわち差異の尊重の鍵は、(a)おのれの価値と信条を大切にしている自分と、自分からみて異質な価値や信条を大切にする他者のあいだに類比関係を見出すことにある。つまり、自分がいだく価値や信条が自分にとって重要であるのと同じ意味において、他者がいだく価値や信条も当人にとって重要であることを承認することにほかならない。別の表現を使っていえば、他人の理想を共有しないとしても、なんらかの善き生の理想をもって生きることの意味を、自分自身の経験の中から引き出すことである。そしてこの意味を明瞭に理解したとき、自分の考えとはまったく違う価値や信条であっても、ひとびとがそれを大切にしている事実を尊重することが可能になるのではないだろうか。このような考え方には、通常「リベラリズム」と呼ばれる立場である。リベラリズムは、価値理念や利害関心をめぐる差異の解消不可能性を前提にして、差異の除去、隔離、捨象ではなく尊重を原理としていることで、共存の枠組みを確立しようとするのである。

よく考えてみると、リベラリズムは矛盾をはらんだ立場であるように見える。リベラリズムは、個人的には頑なに拒否したい価値観やその実践であっても、それを許容することを要求する。しかしその許容は、心からの受容でもなく徹底的な反対でもなく、いわば中間的な態度である。

いわば差異を拒否しつつ許容するという不安定な態度は、場合によっては——例えば群集心理が働いて——極端な拒否に変わってしまうかもしれない。そのかぎりにおいて、差異の尊重には不安定さがつきまとう。そこで標準的なリベラリズムは、差異を基本的権利として——例えば信教の自由として——法的に保障することで、不安定さを克服しようとする。つまり、宗教を典型とする種々の価値理念にたいして中立的な態度をとり、諸個人がその価値理念を追求する自由を——他者の自由を侵害しない限りにおいて——基本的人権として保障する公的制度を確立せよ、と命じる。そうすれば、基本的権利の保障という点で正義にかなった制度が成立し、しかも差異の抑圧もなくなるので、異なる者同士の平和的な共存が実現するというわけである。人種、エスニシティ、ジェンダーなどに關係する差異が、先進国を含めた世界において様々な差別と不利益を蒙っている現状を考えると、リベラリズムの必要性は一層強く感じられるはずである。

しかしながら、リベラリズムの考え方には問題がまったくないわけではない。批判的な吟味の対象にしたいのは、リベラリズムの硬直した教条主義的な考え方である。それは、個人の基本的権利の保障というリベラリズムの処方箋を絶対の条件とみなし、この条件を実現するならば——個別具体的な文脈にかかわりなく——正義が成就し、平和が到来するという考え方を指す。問題は、こうした非歴史的で没文脈的な考え方方が、結局のところ正義と平和の幸福なる一致を実現できないだけでなく、むしろ平和を損なう危険性を秘めている点にある。こうした考え方を、「教科書的リベラリズム」と名付けることもできよう。

### III

教科書的リベラリズムの問題性を理解するためには、視点を転じて現代から遠い過去の出来事に目を向けることも有益かもしれない。そこで1555年に成立した「アウグスブルクの宗教和議」に焦点を当てることにしたい。アウグスブルクの宗教和議は、ドイツ宗教改革をきっかけに分裂したプロテスタント陣営とカトリック陣営のあいだの宗教戦争を回避して、平和的共存の制度を確立した出来事として知られる。この宗教和議の結果、ルター派が公認されるとともに、帝国諸侯や帝国都市には宗派選択の権利が保障されることになった。しかし、標準的なリベラリズムの立場からすると、そこには決定的な欠陥がある。「領土の支配者がその地の宗教を決定する」(Cuius regio, eius religio)という定式が端的に示唆するように、「アウグスブルクの宗教和議」は「信教の自由」を領主だけにしか認めていない。領主と異なる宗派を信じる領民には、せいぜい移住の権利が認められているにすぎない。これは、信教の自由を個人の基本的権利として理解する標準的リベラリズムとしては、どうしても受け入れることができない規定である。

では、アウグスブルクの宗教和議が、標準的リベラリズムからみて不完全で中途半端な性質をもつのは何故か。それは、平和的共存のためのこの取り決めが「妥協の産物」だからである。こ

の妥協的性格ゆえに、現代リベラリズムの代表的思想家J. ロールズは、「アウグスブルクの宗教和議」を筆頭とする宗教改革時代の宗教的寛容を、道徳の裏付けをもたず、したがって力関係の状況次第で破棄される不安定な取り決めであるとみなしているほどである。世俗領主にのみ信教の自由を認めるという、標準的リベラリズムに評判の悪い規定も、当時のひとびとが信仰を「個人の良心」に関わる問題として理解できなかったことに起因するのではなく、妥協の結果にほかなりない。事実、プロテスタント陣営の神学者らは、世俗の領主だけでなく民衆にも信仰の自由を保障する規定を盛り込むことを主張した。しかしながら、当時プロテスタント側が支持者を大幅に増やす勢いにあることから、劣勢にあるカトリック陣営が強固に反対したので、帝国議会の少数派であるプロテスタントの諸侯は、拡大から現状維持へと目標を変更せざるを得なかつた。

さらに宗教和議の妥協的性格は、プロテスタント側とカトリック側の双方に都合が良い解釈を可能とする規定の多義性にも表われている。その好例が、宗教裁判の停止に関する規定である。この規定に関して、プロテスタント弾圧の法的根拠となってきた異端法の無効化として、プロテスタント側が解釈したのにたいして、カトリック側は、異端法の執行の一時的な停止として解釈した。このような解釈の多義性は、アウグスブルクの宗教和議の妥協的性格とともに、プロテスタントとカトリックのあいだの鋭い緊張関係をも示唆している。

しかしながら、アウグスブルクの宗教和議は、締結から30年戦争勃発にいたる63年のあいだ、ドイツにそれなりの平和の時代をもたらした。アウグスブルクの宗教和議がもたらした平和は、30年戦争にいたるまでの間奏曲的な意義しかもたないように見えるかもしれない。だが、宗教和議がもたらした平和を過小評価すべきでない。和議がもたらした平和の意義は、30年戦争がドイツに与えた甚大な被害を思い起こすならば、明瞭になる。しかも、30年を1世代とした場合、63年の歳月は2世代分の長さになり、しかも当時のひとびとの平均寿命よりも長い。さらにいえば、日本国憲法のもとで享受されてきた平和の時よりも今のところまだ長いのである。これらのこととは、アウグスブルクの宗教和議が平和の制度として確立していたことを物語っている。

この点を理解するために、思考実験をしてみよう。もしプロテスタント側が教科書的リベラリズムの処方箋にしたがって、民衆にも「信教の自由」を拡大する要求に固執していたならば、どうなっていただろうか。おそらく宗教和議が成立することはなかつたであろう。その結果、新たな「シュマルカルデン戦争」が勃発して、戦争状態が継続していた可能性は十分に考えられる。つまり教科書的リベラリズムの立場を一貫して堅持したならば、平和への展望を打ち砕き、絶えまない暴力と恐怖の状態に転落していたであろう。それにもかかわらず、もし教科書的リベラリズムがみずから処方箋の正しさを主張して、あらゆるコストにもかかわらず実現させようとするならば、それは平和の犠牲を厭わない立場である。とするならば、異質な者同士の平和的共存というリベラリズムの課題は、実質的には放棄されていることになる。したがって教科書的リベラリズムは、平和を犠牲にしてでも「正しさ」を実現しようとする点で、別種のリベラリズムに

変質しているといわなければならない。さらにいえば、この変質は、正しさの実現のために妥協をいっさい認めないことに起因しているのである。

#### IV

アウグスブルクの宗教和議は、妥協の産物であるがゆえにこそ平和を保ってきた事例であるといえる。この事例から、リベラリズムについてつぎのような洞察を得ることができるように思われる。すなわち、(b)リベラリズムとは、価値の対立を認めつつ、懸命な交渉の末に妥協に達することで、共存の枠組みを作り上げてゆく道筋である、と。まさしくアウグスブルクの宗教和議は、標準的リベラリズムからみて欠陥だらけであったが、妥協と交渉を通じて発揮される政治的な知恵の作品にほかならなかったといえよう。リベラリズムについてのこのような考え方を、政治学者J. シュクラーにしたがって、「平和と妥協の実践」としてのリベラリズムとして捉えることができるだろう。

では、このリベラリズムは、標準的リベラリズムとどのような関係にあるのだろうか。まず誤解を避けるためにいえば、このリベラリズムは標準的リベラリズムを否定するものではない。現代における差異が直面している様々な差別と不平等を考えると、差異を個人の基本的権利として法的に保障することの必要性について強調しすぎることはなかろう。だが、標準的リベラリズムだけでは異質な者の平和的共存は実現できず、平和と妥協のリベラリズムが必要不可欠である。なぜならば、平和と妥協の実践は平和の枠組みを構築することで、標準的リベラリズムが充実されてゆく土台を築くのであり、しかも標準的リベラリズムが教科書的リベラリズムに転化して平和を阻害することを防ぐ。したがって(c)平和と妥協の実践としてのリベラリズムは、標準的リベラリズムのいわば前提条件であり、また制約条件なのである。

平和と妥協のリベラリズムは、妥協を拒絶する教科書的リベラリズムとは違って、平和のための妥協を拒絶しない。しかしこのリベラリズムは、どんな妥協も無差別に許容可能とみなすのであろうか。答えは否である。では、正当な妥協と不当な妥協を分かつ判断基準はなんであろうか。正当な妥協が満たすべき条件が、少なくとも2つあるように思われる。第1は、ある特定の集団に屈辱的な隸従を強いたり、品位ある人間的生活の可能性を奪ったりしないという条件である。先に述べた三つの方法——同化、隔離、共通性への着目——が問題をはらんでいるのは、まさにこの条件を満たさないからであるといえる。第2は、中長期的な平和の考慮にもとづいて妥協が合意されるという条件である。平和への展望なき妥協は、たんなる戦争状態の停止にとどまらず、実質的には次の戦争に向けての準備ですらありうる。

現代史の例でいえば、1919年のヴェルサイユ条約は、いずれの条件も満たしてはいなかった。第1の条件に関していえば、この条約は、領土分割や軍備制限を要求するだけでなく、過酷な賠

償金を敗戦国ドイツに課すものでもあった。経済学者J. M. ケインズが『講和の経済的帰結』で分析したように、賠償金の額はおよそ履行可能な額をはるかに越えていたし、そこから予想される帰結は、ドイツの経済力の劇的な低下とドイツ国民の困窮化であった。それは、ケインズにいわせるならば、「1世代もののあいだドイツを隸属状態におき、きわめて多くのひとびとの生活を零落させ、ひとつの国民から幸福を奪う政策」であり、「身の毛のよだつ嫌悪すべきもの」にほかならなかった。したがってこの点において、異質なものを徹底的に抑圧するという、われわれがすでに考察した第1の方法との共通性をヴェルサイユ条約に認めることができる。

第2の条件についても、ヴェルサイユ条約は失格であった。ケインズの分析によれば、ドイツへの憎悪と国益の利己的追求とに動かされた政治的指導者は、ヨーロッパの中長期的な経済の安定と平和にたいする憂慮と展望をまったく欠いていた。ケインズが恐れたのは、ヴェルサイユ条約の結果、中央ヨーロッパに政治的混乱が生じ、全ヨーロッパの平和が脅かされる可能性であった。この危険を回避するには、特定の国々を過酷な制裁で締め上げるのではなく、相互の協調と繁栄のシステムを構築することが必要不可欠であると、ケインズは考えて、つぎのように訴えた。「一国民の繁栄と幸福が他の諸国民の繁栄と幸福を促進すること、人類の連帯が作り話でないこと、諸国民が互いに同胞として遇することは可能であることを、われわれは信すべきではないのか」と。このケインズの言葉は、共存のための秩序構想が中長期的平和への展望にもとづくべきであり、しかもそのためには共存の秩序が共栄の秩序であるべきことを端的に表明している。ここで、(d) 第1の条件が第2の条件にとってきわめて重要であることが理解されるだろう。なぜならば、特定の国にたいする屈辱的な制裁が、根深い反感と敵愾心を植え付け、それによって共存の秩序を脅かす要因をみずから作り出す結果にもつながりかねないからである。

このようにヴェルサイユ条約についてのケインズの分析は、屈辱的な隸従を特定の集団に強いることを避け、かつまた中長期的平和への展望を堅持することが、平和と妥協のリベラリズムにとっていかに重要であるかを示唆している。しかし、この2つの条件を満たさなかつたヴェルサイユ条約は、第一次世界大戦後の国際秩序の枠組みとなりつつも、最終的にはケインズが危惧した帰結をもたらすことになる。ヴェルサイユ条約の鎖をすべて断ち切ることをスローガンとして国民から支持を得たヒトラーは、政権掌握の年に早々と日本に続いて国際連盟を脱退し、1935年には再軍備宣言をおこない、ヴェルサイユ条約をついに廃棄したのであった。こうしてヴェルサイユ体制は短い歴史を閉じ、世界は悲惨きわまる第2次世界大戦へと転落してゆくことになる。ヴェルサイユ条約が辿った歴史は、共存の条件を模索してゆくことの困難と重要性とを物語っているとともに、妥協に求められる2つの条件の重要性を指し示している。

## V

平和と妥協の実践としてのリベラリズムという考え方は、ずいぶんと骨の折れる課題に思われるかもしれない。事実、ヴェルサイユ条約以降の現代史は紛争と戦争に満ちており、このリベラリズムがつねに勝利を収めてきたわけではないことを示している。しかしながら、個々の人間が異なった存在であり、多様な集団と組織を形成しながら、多様な価値理念や利害関心をいだくという事実は、こうした課題を不可避なものにしているのではなかろうか。われわれは多様であるがゆえに対立を生みだし、平和的共存を困難にする。しかし同時に、それゆえにこそ平和的共存を希求せざるをえない。差異に起因する対立や紛争のない完全な平和が存在するとすれば、それは絶対的な強制力で差異を抑圧しようとし、その過程での流血を厭わぬ独裁権力の支配する社会であろう。人間らしさの特徴を圧殺して成立する完全なる平和は、死の静けさにも等しい。もしわれわれが「死んだ平和」ではなく「生きている平和」——つまり人間らしさを開花させた平和——を求めるならば、差異と対立に取り組まなければならない。そしてこの取り組みにおいて重要な役割を担うのは、硬直化する思考を解きほぐし、所与の条件と中長期的な展望をともに考慮しながら、ねばり強く交渉と妥協の作業を推し進める、平和と妥協の実践としてのリベラリズムではないだろうか。

このように考えるならば、平和と妥協の実践という観点から歴史を振り返ってみることの必要性が理解されるにちがいない。「つまるところ世界は紛争と流血にまみれているのだ」と割り切るまえに、(e)歴史を凝視してみよう。ちょうどアウグスブルクの宗教和議がその具体的事例であるように、紛争と戦争の歴史のなかに平和と妥協の実践という人間的営みを見出すことができるかもしれない。その時われわれは、異なる人間同士がともに生きてゆくためには、価値や信条の対立を認めつつ、懸命な交渉と妥協を通じて共存の枠組みを作り上げてゆく営みが重要であることを明瞭に認識するだろう。またその時、日常生活を含めた現代社会と世界の現状を注視し、異なる者たちの共存のための条件について熟考するための新しい眼差しを、われわれは獲得することになるだろう。

## 参考文献

- Allan Bloom, *Shakespeare's Politics* (University of Chicago Press, 1964) .
- Martin Heckel, *Deutschland im konfessionellen Zeitalter*, 2 Aufl. (Vandenhoeck und Ruprecht, 2001) .
- John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (Harcourt, Brace and Howe, 1920) .
- John Rawls, *Political Liberalism*, 2nd ed. (Columbia University Press, 1996) .
- Judith Shklar, *Ordinary Vices* (Harvard University Press, 1984) .
- Robert Skidelsky, *John Maynard Keynes: Hopes Betrayed, 1883-1920* (Penguin Books, 1983) .
- Jeremy Waldron, *Liberal Rights* (Cambridge University Press, 1993) .
- シェイクスピア、小田島雄志訳『ヴェニスの商人』(白水社、1983年)。
- 吉川洋『ケインズ』(ちくま新書、1995年)。



---

次の問題（1—40）には、それぞれ a, b, c, d の答えが与えてあります。

各問題につき、a, b, c, d のなかから、最も適當と思う答えを一つだけ選び、解答用カードの相当欄にあたる a, b, c, d のいずれかのわくのなかを黒くぬって、あなたの答えを示しなさい。

例 ④

□□□ □□□ ■ □□□

---

I. 概念・知識を問う以下の設問（1—5）について、適切なものを、次の a, b, c, d のなかから一つ選びなさい。

1. リベラリズム : ジョン・ロック :: 共産主義 :

- a. アリストテレス
- b. トマス・ホップズ
- c. カール・マルクス
- d. クロポトキン

2. フランス革命 : ロベスピエール :: スイス宗教改革 :

- a. サヴォナローラ
- b. マルティン・ルター
- c. ツヴィングリ
- d. ジョン・ノックス

3. マレーシア : イスラム教を国教としている :: インドネシア :

- a. イスラム教徒が多数を占めている
- b. ヒンドゥー教を国教としている
- c. キリスト教徒が多数を占めている
- d. 仏教を国教としている

4. ジョン・ロールズ：『正義論』 :: ジョン・メイナード・ケインズ：

- a. 『雇用・利子および貨幣の一般理論』
- b. 『諸国民の富』
- c. 『人口論』
- d. 『景気循環の理論』

5. ユダヤ教：トーラーと預言者の宗教 :: ヒンドゥー教：

- a. 三宝（仏・法・僧）
- b. ヴェーダ聖典
- c. 一神教
- d. ウンマ（信徒の共同体）

II. 以下の問い合わせ（6-14）はそれぞれ二つの文章からなりたっている。資料に基づいて、著者の見解と一致するものを、次のa, b, c, dのなかから一つ選びなさい。

- a. (1), (2)とも正しい。
  - b. (1)は正しいが、(2)は誤りを含む。
  - c. (1)は誤りを含むが、(2)は正しい。
  - d. (1), (2)ともに誤りを含む。
6. (1) 價値や信条の違いは現代の紛争の主たる原因となっている。  
(2) 異質な価値観や信条をもつ者たちがいかに平和的な共存を達成するのかは、国内問題というよりは国際問題として重要である。
7. (1) 價値や信条の違いに基づく紛争の解決には、強制力の行使が伴うが、同化政策が一番適切である。  
(2) 平和共存のためにには、痛みが伴うが、異質な価値観をもつ集団を相互に隔離することが最善の政策である。
8. (1) 集団間の差異を過度に重視するがゆえに紛争が生じるのであって、集団間の共通性に目を向けることこそ、平和の達成のためにもっとも有効である。  
(2) 共通性を重視する政策は同化政策よりは平和の実現のためにより実効性があるが、隔離政策よりは不完全である。

9. (1) バングラデシュがパキスタンから独立したのは、文化習慣の相違によるのであって、経済的格差のためではない。  
(2) バングラデシュがパキスタンから独立したのは、宗教上の理由ではなく、言語上の理由による。
10. (1) リベラリズムとは、政府は民間にできることから手を引いて、それを民間活力に委ねる、という主義主張を意味している。  
(2) リベラリズムとは、各人に最大限の自由を保障しつつも、再分配政策を積極的におこなって経済的不平等を是正する、という主義主張を意味している。
11. (1) リベラリズムは、価値や利害をめぐって諸個人ないし諸集団のあいだに差異が生じることを最初から前提としている立場である。  
(2) リベラリズムとは、多元主義の別名詞でもあり、諸個人および諸集団はそれぞれ異なる価値や善を重視するものだ、という前提を保持している。
12. (1) 著者の言う「教科書的リベラリズム」とは、リベラリズムに関する最大多数の人々が同意できる最大公約数的な立場を意味している。  
(2) 著者の言う「教科書的リベラリズム」とは、個人や集団の自由と諸権利を最大限保障する、というリベラリズムの教条主義的立場である。
13. (1) 著者の言う「平和と妥協のリベラリズム」とは「標準的リベラリズム」を「教科書的リベラリズム」に貶める機能を果たしてしまう。  
(2) 著者の言う「平和と妥協のリベラリズム」は政治的知恵を保持しており、それにによって「標準的リベラリズム」を生かす働きをする。
14. (1) 著者の言う「死んだ平和」とはカントが『永遠平和のために』で比喩的に言及した「永遠の眠り」としての「やすらぎ」、すなわち、相次ぐ戦争や紛争の後に荒涼と拡がる戦士たちの「墓場」の静けさを暗示している。  
(2) 著者の言う「死んだ平和」とはルソーが『社会契約論』で比喩的に言及した「奴隸」の「平和」に近く、独裁権力によって一方的な隸属を強制化するところに成立する「平和」を暗示している。

III. 以下の問い合わせ（15-40）について、それぞれの設問に答えなさい。

15. 現在のパキスタンの記述として間違っているものはどれか。
- a. 正式の国名はパキスタン・イスラム共和国である。
  - b. カラチは人口1000万人に近い大都市であるが、首都は人口53万人ほどのイスラマバードである。
  - c. 国語はウルドゥー語であるが、公用語として英語が依然として使用され、また少数言語としてパンジャブ語やシンディー語などが使用されている。
  - d. イスラム教は国教ではないが、国民の97パーセントがイスラム教徒である。
16. バングラデシュの歴史的記述として不適切なものはどれか。
- a. バングラデシュは、第三次インド＝パキスタン（印パ）戦争の結果、インドの協力を受けて1971年に独立を確定した。
  - b. パキスタンはインドから分離独立した後、東西に分かれたが、東パキスタンは後にバングラデシュとして独立国家になった。
  - c. バングラデシュは、19世紀末になってイギリスの東インド会社によって植民地化された。
  - d. 現在のバングラデシュのある地域は古代文明の栄えた地域でもあり、文明初期には仏教とヒンドゥー教の影響を受け、今なお北部などにはそれを物語る遺跡がみられる。
17. 資料で言及されている「旧ユーゴの内戦」と無関係なものはどれか。
- a. 冷戦の終焉
  - b. 1991年6月のクロアチア共和国とスロヴェニア共和国の独立宣言
  - c. 民族浄化
  - d. 2002年に終結した典型的な米ソ代理戦争
18. 資料で言及されているフランスでの「移民の暴動」について不正確な記述はどれか。
- a. フランスの「統合による同化」政策に適応できない移民社会の不満があった。
  - b. フランス社会の世俗主義（ライシテ）の原則とほとんどの移民が帰依するイスラム教との宗教政策上の差異の問題が大きい。
  - c. 今回の暴動を引き起こしたのはフランスへの移民の約半数を占めるフランスの旧植民地（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）の出身者でアラブ系住民の二世、三世であり、フランス社会にいまだに根強い人種偏見および彼らの貧困が背後にある。
  - d. 移民社会にはイスラム原理主義がはびこっており、不平等問題をテロと暴力によって解決しようとする機運が高まったことが今度の暴動の背景にある。

19. 資料で言及されている「江戸幕府によるキリシタン弾圧」の出来事と無関係なものはどれか。
- ジョン万次郎
  - 島原の乱
  - 高山右近
  - 踏み絵
20. 資料にある「ヴェルサイユ条約」の歴史的記述として不適切なものはどれか。
- 普仏戦争を終結に導く講和条約であった。
  - 戦勝国が敗戦国に対して過度の賠償条件を課す結果となった。
  - 後にドイツにおいて国家社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）の政権掌握の歴史的原因をつくった。
  - 日本も戦勝国として調印した。
21. 資料にある「1935年のヒトラーの再軍備宣言」の歴史的記述として不適切なものはどれか。
- これはヒトラーがドイツ国民の支持を得る、という政治的意図に基づいてなしたもので、国際的には冷静に受け止められた。
  - これはヴェルサイユ条約を不正で報復的な条約として受け止めていた、当時のドイツ国民の多くが抱いていた屈辱感を払拭する宣言と見なすこともできる。
  - これは、ラジオ放送でヒトラーがドイツ国民に対して徴兵制の復活を要求し、36個師団と約50万人の兵士からなるドイツ軍隊を再建することを宣言したものである。
  - この宣言の前年に、ドイツは賠償金358億マルクの支払い不能を宣言したが、この再軍備宣言により、ヴェルサイユ条約の破棄は決定的となった。
22. 資料で言及されている「日本国憲法」の条文にないものはどれか。
- 「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」
  - 「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
  - 「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」
  - 「権利の保障が確かでなく、権力分立も定められていないような社会はすべて、憲法をもつものではない。」

23. 資料で言及されている「30年戦争」の歴史的記述としてもっとも適切なものはどれか。
- a. 1618年から1648年までドイツを舞台に起きた宗教戦争で、カトリック教徒とユグノー教徒との間に血で血を洗う戦争が引きおこされた。
  - b. この宗教戦争はやがて国際戦争に拡大し、最終的にはオーストリア・スペインの両ハプスブルグ家とフランスのブルボン家との対立抗争に帰着した。
  - c. この戦争により、ヨーロッパの政治秩序を構成するのに成功していたウェストファリア体制は崩壊することを余儀なくされた。
  - d. この戦争が終息したことにより、神聖ローマ帝国は何とか命脈を保つことができた。
24. 値値観や信条や人種の相違に基づいた深刻な紛争・対立・弾圧・抑圧の事例として、以下の項目のうちもっとも不適切と考えられるものを選びなさい。
- a. 米ソ冷戦
  - b. ドレフュス事件
  - c. クリミア戦争
  - d. マッカーシズム
25. 著者は深刻な差異を認めながらも平和的に共存するためにいくつかの方法を挙げているが、著者が取り上げていないものはどれか。
- a. 同化
  - b. 隔離
  - c. 第三者機関による調停
  - d. 共通性の尊重
26. 以下の事柄のうち、アウグスブルクの宗教和議より前の歴史的事象はどれか。
- a. ウェストファリア講和条約の締結
  - b. ナントの勅令の発布
  - c. ユグノー戦争の勃発
  - d. カトリックとルター派によるミュンスター（再洗礼派の牙城）攻撃

27. アウグスブルクの宗教和議について間違った記述はどれか。
- a. ドイツ宗教改革の後、プロテスタント陣営とカトリック陣営との宗教戦争を回避した重要な会議
  - b. 宗教対立の時代に平和の制度化に成功した重要な会議
  - c. 宗派選択の自由が公認された重要な会議
  - d. 近代的意味での信教の自由が公認された重要な会議
28. 資料にいう「教科書的リベラリズム」の問題点として、著者がとくに危惧しているのは以下のどれか。
- a. 価値相対主義
  - b. 妥協主義
  - c. イデオロギー的硬直性
  - d. 道徳的裏づけの欠如
29. 著者が触れている「領土の支配者がその地の宗教を決定する」(Cuius regio, eius religio)という原則について、著者の見解と異なるものはどれか。
- a. エラスムスに代表される人文主義的寛容の成果として重要である。
  - b. 近代の宗教的寛容の制度化に道を開いた。
  - c. 近代的な信教の自由の観点からみると不徹底であった。
  - d. 諸個人の宗教的寛容の保障という観点からみると不十分であった。
30. 削除

31. 著者のリベラリズム理解としてもっとも不適切なものはどれか。
- リベラリズムは変質しやすい道徳的および政治的信条であり、ややもすると形骸化して教条主義に転化する。
  - リベラリズムとて完璧でも万能でもなく、平和と妥協の実践を通じての平和の枠組み作りと結びつけられる必要がある。
  - リベラリズムの特質は諸種の異なる立場の最大公約数的な合意を形成できる能力にあり、また最終的には多数決で意思決定できる点にある。
  - リベラリズムの本領は、自他のあいだに成立する共感および類比関係に基づいて、差異が尊重され、自他の自由が許容されるところにある。
32. 資料にある「平和と妥協の実践」としてのリベラリズム（J・シュクラー）に関する著者の説明としては、適切でないものはどれか。
- このリベラリズムは「標準的リベラリズム」とは異なるが、それを否定するものではなく、むしろそれが機能するための土台を作る。
  - このリベラリズムは完璧ではないが、とくに「教科書的リベラリズム」の逸脱を防ぎ、その欠陥を補正する上で重要である。
  - このリベラリズムを基礎づけ機能させるものは、シャイロックの行動に示されたように、人間としての共通性を重視することである。
  - このリベラリズムの規準からみれば、ヴェルサイユ条約は失格であったが、アウグスブルクの宗教和議は多少ともこの規準を満たしている。
33. ケインズは、ヴェルサイユ条約を「カルタゴの講和」と呼んだが、この類比にもっとも適合する史実を選びなさい。
- 第3次ポエニ戦争でローマ軍がカルタゴを包囲して行なった破壊は過酷なもので、この都市を地上から抹殺してしまった。
  - 第2次ポエニ戦争では、カルタゴの将軍ハンニバルがイタリア半島に侵入してローマ軍にたいして連戦連勝であったが、カルタゴ本土での戦いで大敗を喫したため、結局はローマがこの戦争で勝利を収めた。
  - ローマは、第2次ポエニ戦争後の和平条件として重い賠償金をカルタゴに課した。
  - 第2次ポエニ戦争後、カルタゴはローマの支配権のもとにあったが、ローマとの平和的な関係を50年間維持することができた。

34. 資料3頁の下線(a)の文章について、適切でないものを選びなさい。
- a. これは通常「リベラリズム」と呼ばれる立場を著者なりに述べたものである。
  - b. 「類比関係」とは同様の状況を類推するという意味である。
  - c. ここには自己と他者との差異の承認および自由と平等が含意されている。
  - d. これが実現すれば、自己と他者との平和な関係が保持できる。
35. 資料6頁の下線(b)の文章について、適切でないものを選びなさい。
- a. 数あるリベラリズム觀があるなかで、これこそリベラリズムの真骨頂とでも言うべきものと著者は考えている。
  - b. これは「標準的リベラリズム」とは異なって、より強い平和への意志をそこに確認できる。
  - c. リベラリズムとは元来一種の教義であり理論であるので、いかなる実践や運用とも一応分けて考える必要がある。
  - d. リベラリズムだけが、「価値の対立」の現実を深く認識し、「妥協」を執拗に追求する政治的立場であるわけではない。
36. 資料6頁の下線(c)の文章に「AはBの『前提条件であり、また制約条件なのである』」という表現がみられるが、その意味について適切でないものを選びなさい。
- a. Aが満たされても、Bが成立しない場合もある。
  - b. AとBとは相互に依存関係にあり、Bが満たされないと、Aも実現されない。
  - c. Bが本来の機能を果たすためには、Aが満たされることが不可欠である。
  - d. Aが満たされないと、Bはそもそも成立しない。
37. 資料7頁の下線(d)の文章について、もっとも適切なものを選びなさい。
- a. 共存の秩序を作ったとしても、特定の国に屈従を強いるならば、その秩序は道徳的にみて低い価値しかもない。
  - b. 特定の国に屈従を強いることは、共存の秩序の形成という実践的な目的に矛盾する。
  - c. 特定の国に強いた屈従を停止すれば、共存共栄の秩序が実現する。
  - d. 特定の国に屈従を強いることは、共存の秩序を作りあげる上で必要ならば正当化される。

38. 資料8頁の下線(e)の文章について、もっとも適切なものを選びなさい。
- a. 歴史を凝視すると、紛争と流血の歴史が同時に平和と妥協の実践の歴史でもあることが分かる。
  - b. 歴史を凝視すると、現在の世界が紛争と流血に満ちている理由が分かる。
  - c. 歴史を凝視すると、世界が紛争と流血に満ちているのではなく、むしろ平和と妥協の実践に満たされていることが分かる。
  - d. 歴史を凝視すると、いかに平和と妥協の実践が紛争と流血にたいして無力なものであるかが分かる。
39. 資料の段落Vに文意に即した題名をつけるとすると、もっとも適切なものを以下のなかから選びなさい。
- a. おわりに——平和と妥協の実践としてのリベラリズム
  - b. おわりに——差異を克服する共同性を求めて
  - c. おわりに——歴史に問う共存の条件
  - d. おわりに——対立を超えるリベラリズム
40. 資料のエッセイに題名をつけるとすれば、以下のうちでいずれが一番適切か。
- a. 異なる者同士の平和的共存への途
  - b. 紛争解決と平和構築についての一考察
  - c. 敵対と和解の政治学——民族間の平和を求めて
  - d. 宗教的および民族的対立を根絶するために